

## あいち結婚サポート事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、愛知県（以下、「県」という。）が行う「あいち結婚サポート事業」の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 本事業は、少子化の要因の一つである未婚化・晩婚化に対する取組として、県が構築する「結婚支援 Web システム」上で「出会い応援団」及び「婚活協力団体」が、未婚の男女に出会いの機会を提供し結婚のきっかけづくりを行うとともに、社会全体で結婚を応援する機運の醸成を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 「出会い応援団」とは、第6条の規定に基づき県から登録証の交付を受けて次に掲げる取組のいずれかを実施する者をいう。

- 一 結婚を希望する独身男女の出会いの場となるパーティー、旅行、体験活動等の実施や、結婚活動に関するセミナーの開催等、出会いの創出に資する事業など、柔軟な発想による幅広い事業（以下、「イベント」という。）の企画及び実施。
- 二 イベントを実施する施設や公園等の場所を提供すること。

2 「婚活協力団体」とは、第6条の規定に基づき県から登録証の交付を受けて次に掲げる取組のいずれかを実施する者をいう。

- 一 「出会い応援団」が実施するイベント情報を団体構成員（自社等の従業員など）へ周知すること。
- 二 「出会い応援団」が実施するイベントに団体構成員の参加を促すこと。
- 三 団体構成員のイベントへのニーズを把握し、「出会い応援団」にイベントの企画・実施を依頼すること。
- 四 その他、団体構成員の結婚支援に関する取組を行うこと。

### (「出会い応援団」の登録対象)

第4条 「出会い応援団」の登録対象は、県内の市町村、県内に事務所若しくは活動拠点を有する各種法人又は各種団体等で、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- 一 本事業の趣旨に賛同し、第3条第1項各号に掲げる取組を適切に実施できること。
- 二 毎年度、予算を編成し、事業計画のもとに継続的な活動を実施していること。
- 三 団体の諸規程（定款、寄付行為、規約、会則、個人情報保護の取り扱い方針に関する規程（プライバシーポリシー）等）が整備されていること。
- 四 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持若しくは反対することを目的としたものでないこと。
- 五 暴力団又はその構成員の利益になる活動を行うものでないこと。

- 六 個人情報適切に管理できること。
- 七 本事業の実施において営利を求めないこと。

(「婚活協力団体」の登録対象)

第5条 「婚活協力団体」の登録対象は、県内の市町村又は県内に事務所若しくは活動拠点を有する各種法人若しくは各種団体等で、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- 一 本事業の趣旨に賛同し、第3条第2項各号に掲げる事項を適切に実施できること。
- 二 団体の諸規程（定款、寄付行為、規約、会則、個人情報保護の取り扱い方針に関する規程（プライバシーポリシー）等）が整備されていること。

なお、労働組合などで規約等がない団体については、母体となる企業等の諸規程等が整備されていること。

- 三 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持若しくは反対することを目的としたものでないこと。
- 四 暴力団又はその構成員の利益になる活動を行うものでないこと。

(登録手続き)

第6条 「出会い応援団」又は「婚活協力団体」の登録を希望する者は、「登録申込書」（別紙様式第1号）に必要事項を記入し県に提出するとともに、「出会い応援団」にあつては、合わせて誓約書（別紙様式第3号）も提出するものとする。

- 2 県は、前項の規定により提出された登録申込書の内容を審査し、「出会い応援団」又は「婚活協力団体」として適当であると認めたときは登録証（別紙様式第2号）を交付する。
- 3 「出会い応援団」及び「婚活協力団体」の登録期間は、登録日から毎年度末までとする。ただし、登録期間満了の1か月前までに県及び「出会い応援団」若しくは「婚活協力団体」のいずれかからも変更又は登録削除の申出のない場合、さらに1年間同一条件で延長されるものとし、以降も同様とします。

(団体の情報提供)

第7条 県は「出会い応援団」又は「婚活協力団体」として登録を受けた者の同意を得て、当該団体の名称、代表者及び担当者氏名等の情報を他の「出会い応援団」及び「婚活協力団体」に提供することができる。

(イベントの実施の条件)

第8条 「出会い応援団」はイベントを実施するにあたり、次に掲げる事項に留意するものとする。

- 一 イベントの対象者は、結婚を希望する20歳以上の未婚の県内在住又は在勤の男女（男女いずれか一方を対象とする場合も可）又は未婚の子を持つ親同士等を対象とし、参加者の参加資格を事前に適切に確認すること。

- 二 参加者から参加費を徴収する場合は、個人的に消費する経費（飲食代等）相当程度とすること。
- 三 「出会い応援団」同士が共同でイベントを実施することも可とする（会場提供を主とする「出会い応援団」とイベント企画を主とする「出会い応援団」との共同など）
- 四 イベントの実施にあたって知り得た個人情報、実施団体の責任の下で厳重に管理し、他の目的には絶対利用しないこと。
- 五 参加者の個人情報の問い合わせについては、事前事後を問わず応じないこと。また、参加者間の個人情報の交換については、個人間の自己責任において行わせること。
- 六 イベントの実施に当たって、本事業とは関係ない特定の商品販売、斡旋又は本事業とは関係ないイベント等への勧誘やその他会員登録斡旋など、本事業の趣旨を逸脱する活動を行わないこと。
- 七 参加者からの苦情や参加者間のトラブルについては、実施団体において責任を持って対応すること。なお、その対応が困難な場合、速やかに県に報告すること。

（イベント参加等の条件）

第9条 「婚活協力団体」（団体構成員）がイベントへ参加、またはイベントの企画依頼をする場合は、次に掲げる条件に留意するものとする。

- 一 「婚活協力団体」として、団体構成員のイベント参加者の取りまとめは任意とするが、「出会い応援団」から照会等があった場合、対応可能な範囲内で真摯に協力すること。
- 二 非公開のイベント（「婚活協力団体」同士等の限定イベント等）に参加する場合は、非公開である趣旨を踏まえ、関係者に迷惑がかからないようその情報管理には十分注意すること。
- 三 参加者からの苦情や参加者間のトラブルについては、原則としてイベントを実施する「出会い応援団」が対応する。ただし、その対応が困難な場合は速やかに県に報告すること。

（イベント結果の報告）

第10条 「出会い応援団」は、イベント終了後概ね1か月以内に実施結果を県に報告すること。

（登録削除・変更）

- 第11条 「出会い応援団」又は「婚活協力団体」が登録の抹消・変更を希望する場合は、県へその旨を申し出ること。
- 2 本要綱の規定に反する行為があった場合や社会的信用を損なおそれがあるなど、「出会い応援団」「婚活協力団体」として不適切な行為があったと認められる場合は、県はその登録を取り消すことができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、結婚支援Webシステムの運用などこの要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

(様式第1号)

## 出会い応援団・婚活協力団体登録申込書

平成 年 月 日

愛知県健康福祉部子育て支援課長 殿

申込者 団 体 名

代表者氏名

「あいち結婚サポート事業」の趣旨に賛同して、下記のとおり（「出会い応援団」・「婚活協力団体」への登録を申込みます。なお、登録の上は、「あいち結婚サポート事業実施要綱」を遵守します。

### 記

1 団体の所在地

(〒            ー            )  
住 所 :

2 担当者

所 属 :  
氏 名 :  
電 話 :  
F A X :  
メールアドレス :

3 団体の概要

(1) 業 種 :

(2) 設立年月日 : 年 月 日

※下記の書類を添付してください。

- ・団体の概要や業種に関する資料（定款、パンフレット等）
- ・自己チェック表

※あいこんナビ掲載実績のある団体は上記添付書類の提出は不要です。（掲載年度にチェックを入れてください）

平成27年度掲載    平成26年度掲載    平成25年度掲載

# 記載例

(様式第1号)

## 出会い応援団 ~~・婚活協力団体~~登録申込書

愛知県健康福祉部子育て支援課長 殿

両方の登録を希望する場合は、見え消し線は不要です。一方のみの登録は、希望しない方を線で消してください。

申込者 団 体 名 NPO法人あいち子育て

代表者氏名 愛知 太郎

「あいち結婚サポート事業」の趣旨に賛同して、下記のとおり（「出会い応援団」・「~~婚活協力団体~~」への登録を申込みます。なお、登録の上は、「あいち結婚サポート事業実施要綱」を遵守します。

### 記

#### 1 団体の所在地

(〒460-8501)

住 所：名古屋市中区三の丸三丁目1-2

#### 2 担当者

所 属：

氏 名：愛知 花子

電 話：052-000-0000

F A X：052-000-0000

メールアドレス：aichi...lg.jp

#### 3 団体の概要

(1) 業 種：特定非営利活動法人

(2) 設立年月日：平成27年4月1日

あいこんナビに掲載いただいている団体については、添付書類は不要です。  
申込書のみ提出下さい。

※下記の書類を添付してください。

- ・団体の概要や業種に関する資料（定款、パンフレット等）
- ・自己チェック表

※あいこんナビ掲載実績のある団体は上記添付書類の提出は不要です。（掲載年度にチェックを入れてください）

平成27年度掲載

平成26年度掲載

平成25年度掲載

(様式第2-1号)

# 登録証

愛知県が実施する「あいち結婚サポート事業」において、  
「出会い応援団」として登録します。

## 応援



特定非営利活動法人〇〇〇〇様

登録No.

平成 年 月 日

愛知県健康福祉部子育て支援課長

(様式第2-2号)

# 登 録 証

愛知県が実施する「あいち結婚サポート事業」において、  
「婚活協力団体」として登録します。

## 協力



株式会社〇〇〇〇様

登録No.

平成 年 月 日

愛知県健康福祉部子育て支援課長

# 誓 約 書

愛知県健康福祉部子育て支援課長 様

「あいち結婚サポート事業」のイベントの開催について、以下の事項を厳守することを、誓約します。

## 記

- 1 イベントの対象者は、結婚を希望する20歳以上の未婚の県内在住又は在勤の男女（男女いずれか一方を対象とする場合も可）又は未婚の子を持つ親同士等を対象とし、参加者の参加資格を事前に適切に確認すること。
- 2 参加者から参加費を徴収する場合は、個人的に消費する経費（飲食代等）相当程度とすること。
- 3 イベントの実施にあたって知り得た個人情報、実施団体の責任の下で厳重に管理し、他の目的には絶対利用しないこと。
- 4 参加者の個人情報の問い合わせについては、事前事後を問わず応じないこと。また、参加者間の個人情報の交換については、個人間の自己責任において行わせること。
- 5 イベントの実施にあたって、本事業とは関係ない特定の商品販売、斡旋又は本事業とは関係ないイベント等への勧誘やその他会員登録斡旋など、本事業の趣旨を逸脱する活動を行わないこと。
- 6 参加者からの苦情や参加者間のトラブルについては、実施団体において責任を持って対応すること。なお、その対応が困難な場合、速やかに県に報告すること。

平成 年 月 日

所在地

団体名

代表者職氏名

印